

公益社団法人岸和田青年会議所

ちきり基金管理運営規定

2013 年 1 月 10 日

第 1 章 総 則

第 1 条 (名 称)

公益社団法人岸和田青年会議所に第 2 条の目的による財源を設け、「ちきり基金」(以下本基金という)と称する。

第 2 条 (目 的)

本基金の目的は、次に掲げるものとする。

- (1) 公益社団法人岸和田青年会議所定款第 3 条の目的を達成して明るく豊かな社会の実現を目指し、それに貢献する。
- (2) 前号に付帯、関連する事業への援助。

第 2 章 基金の管理

第 3 条 (管理責任者)

- (1) 本基金の管理責任者は、公益社団法人岸和田青年会議所理事長(以下理事長という)が、これにあたる。
- (2) 理事長は、本基金の運営、管理について、第 4 条のちきり基金運営委員会の委員長を理事会の議を経て管理代行者に任ずることができる。
- (3) 管理代行者は、理事長の指示に従い、本基金の管理業務を代行する。

第 4 条 (ちきり基金運営委員会の設置)

- (1) 本基金の円滑な運営を図る為、ちきり基金運営委員会(以下運営委員会という)を設置する。
- (2) 運営委員会は、第 2 条の目的達成のため本基金の増額及び支出について、慎重なる審議を行い、その運営を図る。
- (3) 運営委員会は、当該年度の本基金の増額及び支出について明確なる記録を作成、保管しなければならない。

第 5 条 (会 計)

- (1) 本基金に関する報告は、「ちきり基金特別会計」とする。
- (2) 本基金の会計年度は、毎年 1 月 1 日に始まり 12 月 31 日に終わる。
- (3) 本基金の当該年度の会計報告は、所定の様式による決算書にて、翌年 2 月の

総会までに提出しなければならない。

第 3 章 基金の財源

第 6 条 (財 源)

本基金の財源は、次に掲げるものとする。

- (1) 一般会計予算金
- (2) JC 基金からの取崩し金
- (3) 本基金の運用収益金
- (4) 新入会員協賛金（再入会は含まない）

※上記 (4) は平成 21 年 2 月 24 日理事会により一時停止中

- (5) 本基金の資金として収受した寄付金、収益金等
- (6) その他

第 7 条 (財源の分離)

本基金の運営に際し、財源総額を原資と運営金に分離し、その会計内容を明確にすると共に、円滑な運営を心がけることとする。

- (1) 原資 本基金の元となる財源をいい、原則として取崩しが出来ない基金のことをいう。

但し、総会の三分の二の承認を得た場合はこの限りではない。

- (2) 運営金 原資以外の総ての財源をいい、第 6 条からの増額金は総て、運営金に受け入れるものとする。

又、運営委員会の議を経て理事会決議をもって、毎年運営金より応分の額を原資に繰り入れ、原資の増額に努めるものとする。

第 4 章 基金の運用

第 8 条 (運用原則)

- (1) 本基金は、常にその増額を図るべく運用されるものとし、かつ本基金の安全性を考慮し、投機的運用を行ってはならない。
- (2) 本基金の運用期間については、単年度毎に行うものとし、毎会計年度末に次年度管理責任者にその内容を明確にした上で、引き継がれるものとする。
- (3) 本基金の原資及び運用金は原則として個別に協賛会員による金融機関に預け入れると同時に、その預け入れ証書及び印鑑等管理責任者についても、理事長より個別に選抜されるものとする。

第 9 条 (原資の運用)

- (1) 原資総額は「ちきり基金特別会計」により、常時明確にされて置かなければならない。

- (2) 第 7 条 (2) による運営金よりの原資増額は、原則として本基金の支出後、速やかに行うものとする。

第 10 条 (運営金の運用)

- (1) 一般会計予算金については、毎年一般会計に予算枠を設けると共に、次年度予算の承認後、その確定額を翌年 2 月末迄に、一般会計より本基金運営金に入金するものとする。
- (2) JC 基本金からの取崩し金については、運営委員会、理事会の議を経て、総会の承認後、運営金として受け入れることが出来る。
- (3) 本基金の原資の運用収益金については、毎会計年度末に当該年度の運用収益金総額を明確にすると共に、翌年度の運営金として繰り越すものとする。
- (4) 新入会員協賛金については、1 人 30,000 円とする。(再入会においては適用しない)
- ※上記 (4) は平成 21 年 2 月 24 日理事会により一時停止中
- (5) 当該年度末に於ける運営金額残額は、翌年度の運営基金として繰り越しするものとする。

第 5 章 基金の増額

第 11 条 (増 額)

本基金の将来にわたって充実したる実施を期すために、本基金を運営するにあたっては、支出することにとどまらず、常に本基金の増額を図るよう努めるものとする。

第 6 章 基金の支出

第 12 条 (支 出)

- (1) 本基金の支出は、運営委員の議を経て、理事会並びに総会で決議し、公益社団法人岸和田青年会議所が実施する。
- (2) 本基金の支出は、第 2 条の目的達成のため、原則として毎年 1 回実施するものとする。
- (3) 本基金の支出先は、原則として岸和田市内に在住する個人、団体、法人及び公益社団法人岸和田青年会議所が実施する公益事業とする。
但し、理事会並びに総会の承認を得た場合はこの限りではない。
- (4) 本基金の支出額は、原則として当該年度の運営金の範囲内とする。
但し、特別な場合、理事会並びに総会の議を経て、本基金の財源総額の 2 分の 1 を限度として、支出することが出来る。
- (5) 支出は原則として、本条 (1) の議決後、当該年度に実施する。

第 7 章 運営規定の変更および解散

第 13 条 (変更及び追記)

本規定の一部変更及び追記については、運営委員会の議を経て理事会決議をもって行われる。

第 14 条 (細則規定)

理事長は、この規程の実施の為、運営委員会、理事会の議を経て、細則を定めることが出来る。

第 15 条 (解散及び残余財産の処分)

本基金は公益社団法人岸和田青年会議所が定款第 7 章第 36 条 1 及び 2 により解散した場合、解散する。

2. 総会の決議に基づいて解散する場合は、正会員数の 4 分の 3 以上の同意を得なければならない。
3. 解散後の残余処分は総会の決議を経て、この基金と類以の公益目的をもつ他の基金、法人、団体もしくは岸和田市に寄付するものとする。

第 8 章 雑 則

第 16 条 (附 則)

- (1) この規定は 2013 年 1 月 10 日より実施する。